

AIと著作権に関する関係者ネットワーク(仮称)について

令和6年3月19日
文化庁著作権課

1. 背景

AIと著作権の関係については、文化審議会著作権分科会法制度小委員会において議論を行い、「AIと著作権に関する考え方について」(以下「考え方」)が取りまとめられたところ。今後、この内容について十分な理解が得られるよう、文化庁として社会に対してわかりやすい周知を行っていく。

同時に、AIと著作権の関係すべてを法律論のみで明確化することは難しく、より具体的な場面における運用の予測可能性を高める観点から、当事者間において適切なコミュニケーションが図られることが重要である。また、こうした対話を通じて、生成AIとこれに関わる事業者、また、クリエイターとの間で、新たなコンテンツの創作と文化の発展に向けた共創の関係が実現されることが望まれる。

(参考)「考え方」抜粋

生成AIと著作権の関係については、政府における上記のような取組みとともに、民間の当事者間において、生成AIに関する著作物の利用についての適切なルール・ガイドラインの策定や、生成AI及びこれに関する技術についての共通理解の獲得、AI学習等のための著作物のライセンス等の実施状況、海賊版を掲載したウェブサイトに関する情報の共有などが図られることが、AIの適正な開発及び利用の環境を実現する観点から重要である。この当事者としては、AI開発事業者・AIサービス提供事業者・AI利用者及び権利者に加えて、個人のクリエイターやその表現の場となるコンテンツ投稿プラットフォーム事業者等による適切な関与が期待される。

2. ネットワークの目的

- ① 事業者とクリエイター双方のより正確な理解を促進する観点から、情報共有等を行うこと。
 - AI技術(学習の仕組みや生成の機序等)についての共通理解の促進
 - AI学習等のための著作物(例:情報解析用のデータベースの著作物)等のライセンス等の実施状況の共有
 - 海賊版サイト(学習から除外すべき対象)の可視化
 - その他「考え方」についての理解促進のためのセミナー等、普及啓発
- ② 著作権侵害と疑われる事例の共有及びこれに対する対策等に関する意見交換

3. 参加者

参加者については、以下のカテゴリーの組織・団体等とする。

- 権利者(著作権者、著作隣接権者等)
- AI開発事業者
- AIサービス提供事業者 等

※このほか、法律・技術に関する専門家の参加も予定。

4. その他

- 当分の間、本ネットワークの庶務は文化庁著作権課が経済産業省ソフトウェア・情報サービス戦略室の協力を得て行う。
- 令和6年4月中を目途に第1回開催に向けて調整を行う。